

# 維持管理計画

## 1. 埋立管理

### 1) 搬入管理

- (1) 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- (2) 計量機による搬入（埋立処分）量の把握をする。
- (3) 廃棄物の搬入チェック（埋立不適物の搬入監視）を行う。

### 2) 埋立作業管理

- (1) 埋立場所等の移動に伴う場内道路の切替え及び搬入車両の誘導ならびに指示を行う。
- (2) 埋立計画（層状埋立）の遵守及び指導を行う。

#### ①埋立方法

- ・層状にて埋立を行う。
- ・廃棄物はブルドーザー等の埋立重機により水平に敷均し、十分に転圧する。

#### ②覆土作業

- ・覆土材の調達は、工事発生残土等により必要量を確保する。
- ・その日の埋立箇所は、ごみの飛散防止、臭気の発生防止、衛生害虫の発生防止等のため即日覆土を励行し、廃棄物の露出を防止する。
- ・一層あたりの中間覆土厚は、廃棄物層 3.0m に対して 0.5m とする。また、最終覆土厚も 0.5m とする。
- ・埋立地上流部の計画埋立完了高さを  $FH=41.5\text{m} \rightarrow FH=45.0\text{m}$  に上げる前に、埋立地最下流部の埋立完了面に最終覆土を施す。
- ・最終覆土外周に幅 47cm の平場（植生工＋土砂厚み 10cm）を設け、埋立地外への浸出水の流出を防止する。

#### ③その他

- ・処分場周辺の環境保全上、必要に応じて消毒及び消臭等のため、薬剤の散布、その他必要な措置を講ずる。
- ・埋立中は、埋立地内外周部に小堰堤または素掘側溝を設け、浸出水の流出防止対策を実施する。
- ・埋立地面は、堅型ガス抜き管または埋立地中心部に向けて排水勾配を設け、浸出水を浸出水集排水管に集水できるようにする。

## 2. 主要施設の管理

### 1) 雨水集排水施設

- ・外周水路、柵、放流渠等の点検、清掃を行う。
- ・埋立地上流部の計画埋立完了高さを  $FH=41.5\text{m} \rightarrow FH=45.0\text{m}$  に上げる前に、埋立地と外周水路の間の敷地の雨水が埋立地へ流入しないように、外周水路側に排水勾配を確保する。

2) 浸出水集排水施設

- ・ 接続マンホール内の堆積土砂を除去する。

3) 浸出水処理施設

- ・ 埋立地上流部の計画埋立完了高さを FH=41.5m→FH=45.0m に上げる前に、
- ・ 冬期間は、浸出水の発生量が少ないため、浸出水の水温低下時の対策として浸出水処理施設の運転を停止する。
- ・ 冬期間浸出水処理施設の運転を停止するため、浸出水導水管の凍結防止対策として12月～4月の間、導水管路内に滞留している浸出水を浸出水調整池へ排水する。

4) その他設備

- (1) 浸出水調整池、飛散防止柵、計量機、搬入道路、堰堤等の定期点検を実施し、必要に応じて補修を行う。
- (2) 最終処分場の総括的な管理運営のため、事務所等の維持管理を行う。
- (3) 堰堤、遮水工等の破壊、基準超過時などの事故または、異状が認められた場合は、その原因を特定し、緊急対策及び恒久対策を検討ならびに実施します。また、事故、異状等の発生時の「連絡体制図」を巻末に添付します。

3. 水質検査

最終処分場の維持管理基準に従い、次の水質検査を実施する。

時 期	区 分	調査箇所	調査頻度	調 査 項 目
埋立中	放流水	浸出水処理施設	1回/月	pH、BOD、COD、SS、T-N
			1回/年	省令に定める排水基準項目 ダイオキシン類
	地下水	上流 モニタリング井	1回/月	電気伝導率、塩化物イオン
			1回/年	地下水等検査項目 ダイオキシン類
		下流 モニタリング井	1回/月	pH、電気伝導率、塩化物イオン
			1回/年	地下水等検査項目 ダイオキシン類
埋立終了後	浸出水 (廃止時期)	浸出水処理施設	1回/3ヶ月	pH、BOD、COD、SS、T-N
			1回/6ヶ月	省令に定める排水基準項目 ダイオキシン類
	放流水	浸出水処理施設	1回/月	pH、BOD、COD、SS、T-N
			1回/年	省令に定める排水基準項目 ダイオキシン類
	地下水	上流 モニタリング井	1回/月	電気伝導率、塩化物イオン
			1回/年	地下水等検査項目 ダイオキシン類
		下流 モニタリング井	1回/月	電気伝導率、塩化物イオン
			1回/年	地下水等検査項目 ダイオキシン類

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（1 / 3）

維持管理基準	施設計画
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地外周にビニールネットフェンス(H=3.0m)を設置済みである。即日覆土の励行。
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	規定物以外の搬入防止、即日覆土の励行。
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	規定物以外の搬入防止、即日覆土の励行、浸出水調整池の貯留水の利用及び処理施設内等に消火器を設置する。
4 ねずみが生息し、及び蚊・はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	規定物以外の搬入防止、即日覆土の励行により対処する。必要に応じて殺そ剤を散布する。
5 前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	門扉、ビニールネットフェンスにより部外者の侵入を防止する。
6 前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	施設の管理員により管理を行う。
7 前項第4号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	管理員の点検により必要と認められた場合は、速やかに対処する。
8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第5号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	埋立が進行し、遮水シートが露出しているような箇所はない（現場写真参照）。
9 前項第5号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	管理員による定期的な点検、地下水の水質検査により監視する。
10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。	維持管理基準に定められた項目及び頻度で、埋立地上下流のモニタリング井の地下水質を検査する。 検査記録については、埋立地廃止まで保管する。

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（2 / 3）

維持管理基準	施設計画
<p>イ 埋立処分開始前に別表第2の上覧に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は同縁の地下水（以下「地下水等」という。）の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、6月に1回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りではない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>11 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員により、早急に検査、報告等を行う。</p>
<p>12 前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>外周側溝側に排水勾配を設け、埋立地内へ雨水が流入しないような対策を施す。</p>
<p>13 前項第5項ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立地下流に浸出水調整池が設置済みである。調整池は管理員により、定期的に検査を実施し、必要に応じた措置を講ずる。</p>
<p>14 前項第5号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員が設備状況を定期的に確認するとともに、毎月水質検査（処理水）を行う。</p>

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（3 / 3）

維持管理基準	施設計画
<p>(2) 水素イオン濃度、前項第5項への表の上覧に掲げる項目及び窒素含有率（排水基準令別表第2の備考6に規定する場合に限る。）について1月に1回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1年に1回）以上測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>14の2 前項第五号下の規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>12月～4月の間は、浸出水の発生量が少ないため、浸出水処理施設の運転を停止し、導水管路内に滞留している浸出水を浸出水調整池へ排水し、防凍措置とする。 5月の運転再開時、導水管に異状が認められた場合は、異状箇所を特定し、配管の付替等必要となる措置を行う。</p>
<p>15 前項第6号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>施設の管理員による定期点検を行い管理する。</p>
<p>16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>法面ガス抜管及び堅型ガス抜き管が設けられている。堅型ガス抜き管は、埋立の進捗に伴い延長する。</p>
<p>17 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第2項第1号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久性を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<p>埋立が完了した部分から厚さ50cmの最終覆土を施工する。最終覆土は、表面に排水勾配を設け、雨水の浸透を抑制する。</p>
<p>18 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するための必要な措置を講ずること。</p>	<p>施設の管理員による定期点検を実施し、必要に応じて補修を行う。</p>
<p>19 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること</p>	<p>残余容量を測定し、記録する。</p>
<p>20 埋め立てられた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面をを作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>計量機で搬入された埋立廃棄物の重量を計測し、埋立量の管理を行い、本処分場廃止まで記録を保存する。</p>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理の基準

維持管理基準	対応
<p>1 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号ハ（同令第2条第2項第3号において例による場合を含む。）の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立地上下流のモニタリング井戸の地下水質を検査する。</p>
<p>2 前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他 の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水質に異常が認められた場合は、管理員等により原因調査・対策を施す。</p>
<p>3 基準省令第1条第1項第5号へ（同令第2条第1項第4号において例による場合を含む。）の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（廃棄物処理法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は同法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員による定期点検、維持管理を行うとともに、定期的な水質検査を行う。</p>

一般廃棄物の最終処分場の廃止基準

基準の内容	計画
1 最終処分場が基準に適合（囲い、立札、調整池、浸出液処理設備を除く）していないと認められないこと。	最終処分場を廃止できるまで、最終処分場が基準に適合するよう管理する。
2 最終処分場の外への悪臭発散防止に必要な措置が講じられていること。	最終覆土を実施する。
3 火災発生防止に必要な措置が講じられていること。	埋立地における防火対策として、最終覆土を実施する。また、浸出水処理施設内に設置された消火器を適正な状態で管理する。
4 ねずみの生育、蚊、はえその他の害虫の発生防止のための必要な措置が講じられていること。	最終覆土を実施する。
5 地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること。	埋立完了後も地下水等の検査を継続し、基準に適合していることを確認する。
6 保有水等集排水設備に集められた保有水等の水質が、次の項目・頻度で2年以上の間、排水基準等に適合していること。 (1) 排水基準等の項目を6月に1回以上測定すること。 (2) BOD、COD、SSを3月に1回以上測定すること。	埋立完了後も定められた頻度で浸出水の水質を計測し、排水基準等に適合しているか否かを確認する。
7 埋立地からのガスの発生がほとんど認められない。 又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	既存のガス抜き管を利用して、3ヶ月に1回発生ガスの計測を行う。
8 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して、異常な高温になっていないこと。	既存のガス抜き管を利用して、埋立地内の内部温度を計測し、周辺の地中温度と比べ、高温になっていないことを確認する。
9 概ね50cm以上の覆いにより、開口部が閉鎖されていること。	埋立が完了した部分に厚み50cmの最終覆土を実施する。
10 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	該当しない。
11 現在の生活環境保全上の支障がないこと。	埋立地上下流のモニタリング井戸の地下水等を計測し、最終処分場周辺の環境へ支障を与えていないことを確認する。

# 猿払村一般廃棄物最終処分場緊急動員表

平成 31 年 4 月 1 日

